平成１９年（フ）第１６４９号
仙台市青葉区旭ヶ丘２丁目４番14号
破産者　株式会社仙台コンサルタント
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５０１号
仙台市太白区長町６丁目６番11号
破産者　有限会社サンプロモーション
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３３６号
神奈川県厚木市下依知475番地の３
破産者　有限会社キューズ
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１７０号
山梨県甲州市勝沼町菱山1418番地
破産者　株式会社Ｌｕｋｅ　Ｅｎｔｅｒｐｒｉｓｅｓ
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
岡山県玉野市宇野２丁目５－２　操マンション101号　井上幸宏方、住民票上の住所岡山市北区本町１番18号　６Ｆ
破産者　岡山視力センターこと　増田　豊子（旧姓小畑）
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４９号
徳島県阿南市福井町古毛164番地２
破産者　南部開発有限会社
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第２号
福岡県直方市須崎町12番23号
破産者　株式会社西日本住建
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２０年（フ）第７７３号
大分市大字森町1207番地の60
破産者　有限会社東和ボーリング工業
1　決定年月日　平成21年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第１３３号
北海道北見市錦町157番地32
破産者　有限会社オホーツク旅行
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成１８年（フ）第２１９号
最後の住所福島市荒井字中町裏５番地の７
破産者　亡大平正成相続財産
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第３６６号
福島県伊達市保原町字城ノ内109番地
破産者　株式会社アテリアトリコ
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第５３号
福島県二本松市油井字道田19番地
破産者　有限会社加藤メリヤス
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第８５号
福島市笹谷字中谷前２番地の15
破産者　有限会社富谷商店
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２０年（フ）第２９３号
福島県いわき市平下平窪字屋越51番地の２
破産者　有限会社クスリのイズミ
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３８号
長野県岡谷市田中町３丁目６番18号
破産者　有限会社スミテック
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第２４号
三重県伊賀市荒木1576番地の２
破産者　有限会社山口急送
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第２５号
三重県伊賀市荒木1576番地の２
破産者　山口　和彦
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第８７号
三重県いなべ市北勢町其原2083番地１
破産者　永井　　潤
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４０号
和歌山県日高郡みなべ町芝182番地
破産者　有限会社井口土木
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２０年（フ）第６３５号
徳島市国府町日開字東438番地の１
破産者　株式会社Ｄ・Ｍプラスワン
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第６３６号
徳島市勝占町外敷地16番地の20
破産者　郡　大次郎
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３１４号
愛媛県松山市今在家３丁目７番13号
破産者　株式会社田城工務店
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所